

ごみコミえべつ

49号

指定ごみ袋は
1枚からでも
購入できます。

ごみ・資源物は収集日当日、朝9時までにごみステーションに出しましょう。

▼リサイクルバンクをご利用ください —品物の搬入・搬出・運搬はご自分で—

これからの引越シーズンにあたり、ご家庭で不要になった品物で、修理、補修をしないでそのまま再利用可能なものがありましたら「大型ごみ」に出さず、リサイクルバンク（工業町14-2、リサイクルセンター隣）にご提供ください。

開館時間は月・水・木・金曜日（年末年始・祝日を除く）の10時～12時、13時～16時です。

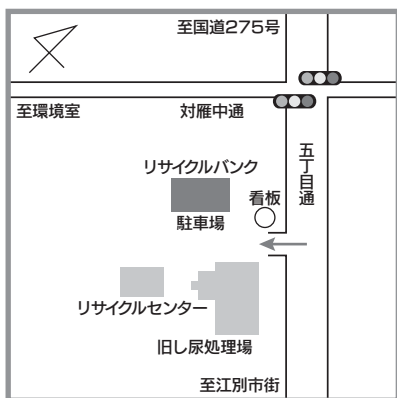
回収している品目は①家具類（机、テーブル、いす、食器棚、本棚、タンス、ベッドなど）、②スポーツ用品（カービングスキー、スノーボード、自転車など）、③子ども用品（ベビーベッド、チャイルドシート、遊具など）です。提供を希望される場合は、月～金曜日の9時～17時（年末年始、祝日を除く）に江別リサイクル事業協同組合に電話でお申込みいただくと、翌週の火曜日（祝日の場合は、お申込みいただいた日からおむね1週間程度）に訪問し、無料で回収いたします。なお、大きさや重量などにより運搬が困難なものや特殊なもの、品目や状態によっては引き取りができません場合があります。また、直接リサイクルバンクに持ち込む（月・木・金曜日）ことも可能です（宅配便は不可）。回収された品物は、常設のリサイクルバンクに展示され、希望者に無料で提供いたします。



再利用を希望する方は、江別市内に居住する15歳以上（営業など利益を目的とする方を除く）の市民の方に限ります。また、1年間に利用できるのは、1人5点までとなっています。申し込みの際は、運転免許証などの身分証明書が必要で、品物の搬入（訪問回収の場合を除く）、搬出、運搬は、ご自分で行っていただきますので、ご了承ください。

（訪問回収の場合を除く）、
問合 江別リサイクル事業
協同組合 ☎385-7124

減量推進課 ☎383-4211



●野焼きは禁止されています

ごみなどを野外で燃やす行為、いわゆる「野焼き」は法律で禁止されており、違反した場合は、5年以下の懲役もしくは1千万円（法人は3億円）以下の罰金、またはその両方が科せられます。野焼きは煙、すす、悪臭などにより周辺の住民に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害な物質を発生させる原因となりますので、快適な環境で過ごすためにも、ごみや枝木、落ち葉、草などは分別のルールに従い、市指定のごみ袋、ごみ処理券などを使用し、ごみステーションに排出してください。※事業系ごみは、一般のごみステーションに出せません。



（詳細）廃棄物対策課（☎383-4217）

●ごみの出し方相談ダイヤル

ごみ・資源物の分け方・出し方、ごみ処理券の金額、市で収集しないごみの処分方法、収集日なのにごみが収集されず、ごみステーションに残された場合などの相談専用ダイヤルを設置しています。

受付日時：月～金曜日（祝日、年末を除く）9時～17時
土曜日・祝日、年末 9時～12時まで
☎384-5600 ㊟385-7134

●カラス除けサークルのご相談と貸し出し

市では、ごみステーションのカラスによる被害防止に効果がある「カラス除けサークル」の導入を推奨しています。また、サークルと併せてごみネットを使用し、さらにネットの周囲に金属製チェーンなどを取り付けることで、ごみや資源物の飛散防止に効果があります。なお、市では「カラス除けサークル」を一定期間貸し出していますので、お気軽にお問い合わせ下さい。※サークルは車道や歩道に固定することはできません。収集後は、必ず片付けるようお願いいたします。



（詳細）廃棄物対策課（☎383-4217）

●共同住宅専用のごみステーションの設置義務

4戸以上のアパート・マンションなどの共同住宅には、その敷地内に専用のごみステーションの設置が市条例で義務付けられています。共同住宅を建築する際には、市と事前協議のうえ「専用ごみステーション」の設置をお願いします。

なお、この設置義務は既存の共同住宅にも適用されますので、既に共同住宅を所有しており、専用ごみステーションを設置していない場合は、早急に設置をお願いします。

（詳細）廃棄物対策課（☎383-4217）

各種ごみの出し方

▼地域清掃のごみ

多量の場合は事前に連絡を！

自治会の地域清掃やボランティアでの美化活動などにより発生した「公共ごみ」は、次の方法で収集しています。出し方は量の多少にかかわらず、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「危険ごみ」に分別してください。

▼少量の場合

公共ごみ袋（各自治会に配布しています）に入れ、それぞれの収集日の朝9時までにごみステーションに出してください。家庭ごみと合わせて収集します。

▼多量の場合

市で直接収集しています。事前に実施日、実施内容などをご連絡いただいたうえ、ごみステーション以外の場所に集積してください（任意の袋で可）。

※地域清掃が集中する時期は、ご希望の日時に回収できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※お願い

土や砂はごみとして処理することができません。抜いた草などに多量の土や砂が付着していると、収集、処理に支障をきたしますので、でき

るだけ取り除くようご協力をお願いします。

なお、道路やU字溝などの土や砂の処理方法については、市土木事務所（元江別本町21 ☎383-5900）にお問い合わせください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

▼剪定木・廃木材の出し方

「枝・木」「剪定木・廃木材」の出し方は、「ごみと資源物分別の手引き」の「束の作り方・出し方（6ページ）」と「ごみ分別辞典（16、19ページ）」に記載していますが、1本の太さが2cm以下の場合には「燃やせるごみ」に、2cmを超える場合は「燃やせないごみ」に出してください。なお、束にする場合、1回に出せるのは4束（袋の場合は20ℓ）までとなりますので、ご注意ください。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

▼穴は空けないで！

「スプレー缶・ガスカセット缶」と「ライター」については、中身を出せるだけ使い切ってからそれぞれ別々の袋に入れて、「危険ごみ」の収集日に出してください。最近、正しく分別されていないため収集されないものも多くなっています。なお、中身を使い切れない場合であっても、穴をあけずに中身の入った状態で出してください。ご家庭での穴あけは、爆発事故につながる可能性があります。非常に危険です。

【詳細】 廃棄物対策課 ☎383-4217

▼引越などの多量ごみの出し方

引越などに出た多量のごみを一度にごみステーションに出すと、他の利用者に迷惑をかけることとなりますので、直接市環境クリーンセンターに搬入するか、少量ずつ数回に分けて出すなどの協力をお願いします。

一度にごみステーションに出せる量は、4人世帯でおおむね120ℓまでとなっています。



▼再利用しましょう

使えるものはリサイクルショップや市のリサイクルバンク（江別リサイクル事業協同組合 ☎385-7124）、または知人に引き渡すなどごみに出す量を減らしましょう。

▼多量のごみを処理する場合

①自分で処理施設に搬入
「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」をあらかじめ分けて、ご自分で市環境クリーンセンター（八幡122 ☎391-0422）に直接運び入れることができます。
料金は10kgにつき90円を現金でお支払いいただきますので、指定ごみ袋

不法投棄は犯罪です!

不法投棄されたごみは、土地の所有者・管理者の責任で処理しなければなりません。資材置き場・空き地などを所有・管理されている方は、ごみを捨てられないよう適正な管理に努め、柵や警告看板の設置などの予防対策をお願いします。市では、ごみの不法投棄を防止するため、監視パトロールや啓発看板・のぼりの設置などの取り組みを行っています。



不法投棄の現場を見かけたときは、車のナンバーや投棄者の特徴などを警察署の110番か生活安全課（☎382-0110）へ通報してください。

【詳細】 廃棄物対策課（☎383-4217）

不法投棄は5年以下の懲役または1千万円（法人は3億円）以下の罰金が科せられます。

やごみ処理券、大型ごみ処理シールは使用しないでください。
②許可業者に依頼
直接運び入れることができない場合は、許可業者にごみ処理を依頼してください（有料）。

【問合せ】 江別リサイクル事業協同組合 ☎385-7124

※大型ごみは、戸別有料収集になりますので事前に「大型ごみ受付センター」に電話で申込みが必要です。詳しくは「ごみと資源物分別の手引き（10、11ページ）」をご覧ください。

【問合せ】 大型ごみ受付センター ☎380-6000